

金融庁 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答									
	区分	分野									支障事例											
											団体名	支障事例										
67	A 権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事へ移譲する。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は、国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれています。都道府県において、一元的に中小企業支援を行なうべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関（経済産業局、財務局）になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 【認定機関数】(平成2.6) 全国： 25,956機関 広島県： 1,186機関	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省 広島県、中国地方知事会、宮城県	-	-	-	-	-	-	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたいたい。 本措置は、全国に約385万戸いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごとに地域ごとのバラエティがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う機関から、地域の実情に即して活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成2.6法律第44号）によって措置されたもの。 また、自由民主党党中央小会議「規制緩和業界改修調査会」において、「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の取り込みを図るべき」との提言があつたことにより、平成2.6年11月以降、中小企業・小規模事業者に対する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会・中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成2.6年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実化を通じて認定経営革新等支援機関の支援能力の向上、認定支援機関に対する更新新制の導入などを、国が主体となって行なうことが求められている。 そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。							
108	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災証明に係る一連の手続・制度の見直し	『災害に係る住家の被害認定の手続・制度の見直し』 平成2.8年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では豪災以降、第一次調査における地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的な手続・制度の見直しを行なった。被災認定手続は、被災認定基準の統一化による簡素化に向けた選択可能な調査方法、被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいて、認定を可能とする。以上の点を、災害に係る住家の被害認定手続に適用する。また、被災認定事務において、官民の調査基準統一を行なう上で、災害に係る住家の調査基準統一を行なうこととして、官民の連携や協力体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の連絡手段を用意することなどを求めた。	1. 「調査手続の簡素化」 「災害に係る住家の被害認定手続」においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的な手續として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式」により被害程度の判定を行う。②「明らかに半壊に至らない」と判断できる場合においては、被災写真等により、被害程度の判定を行なう。③「半壊に至らないと判断できない住家については、外観、傾斜、部屋の構造による調査を行う。」といふ具体的な手續を選択可能とする。半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的な事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請（住家12件）が多く出され、調査期間の長期化を招くことになった。 また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。 一方で調査の手続を用意したことにより、被災程度の判定を行なう。しかし、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きくなる一方で、損害割合が半壊により高い15%～19%の住家は全体の1.2、5%になってしまい、生活再建支援制度の対象となるいほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。 さらに、地震被災認定基準と被害認定基準について、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被災認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。	「災害の被害認定基準」 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府＜防災担当＞)	内閣府、金融庁、財務省 由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村	常都市、ひたちなか市、上越市、鹿児島市、八鹿市、伊丹市、鹿児島市	○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し豪災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと想定される。 ○南島トライアスロンのように市内全戸において豪災が発生する建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の多い不足が予想され、より調査手続の簡素化等による業務の効率化が必要である。 ●地震被災の被害認定基準の大要(以下「災害に係る住家の被害認定基準」という)によると、被災地における地震被災の程度の判定は、被災地における地震被災の程度の判定は、被災地における保険金支払業務の変化が避けられないほか、被災地以外の保険金支払いにも悪影響を及ぼかねず、保険契約者保護の観点から実現困難とされています。 ・地震被災の被害認定基準を大きく変更することにより、既に地震保険関係者に定着している実務手順等が見直しなり、差別化したハウツー適用でできなくなることから、査定業務に混乱が生じることになります。更に、被害認定基準の変更により、保険料、査定業務の変更などによる負担が生じることで、保険料引上げが生じることで、地震保険契約者が混在することも査定業務の混在を助長する要因となります。 ・査定業務の相互利用を行うことにより、被災認定手続から、民間の損害保険会社が説明責任を負うことのできない税減免や各種交付金を確実にする義務や周辺に合わせが生じることになり、こうした苦情等への対応や再立会の増加などにより、損害保険会社に過度の負担が生じることで、保険料引上げが生じることで、損害保険契約者の負担が増加する要因となります。 また、損害認定基準の見直しや査定結果の相互利用に伴い、全ての損害保険会社において、システム・マニュアル・教育体制等のインフラの再構築が必要となり、そのコストを拂うため保険料引上げが生じることで、損害保険の普及促進を阻害するおそれがあると考えます。 なお、民間の損害保険会社の保険金支払制度を公的制度の運営に利用することとなるため、本提案の実現には、地震保険会社が保険金支払制度を運営する他の保険会社が協力する必要があります。別紙のとおり、地震保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建業士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。													

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中・小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して、行うべきである。 本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中・小企業者等の利便性の向上及び中小企業者等の成長促進を図るものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、機関ごと地域ごとのバラツキについては、全国レベルの情報を国が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保されると考える。	-	-	-	【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。 【全国市長会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化について見直しの検討を進めるとの趣旨があつたところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができることを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの建設的発言があつたところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参考を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁・財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半端に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。
「③民間の地震保険損害認定基準との調整・活用」の提案により、「損害保険会社において、システム・教育体制等のインフラの再構築が必要」との指摘はもっともであり、保険制度の変更による影響が大きく、難題であることは十分承知をしている。 しかしながら、昨年の熊本・大分地震では被災者(保険契約者)から、「調査によって判断に差があるのはなぜか」といった行政に対する不信感、調査時期の相違による不満から、2次調査、あるいは再調査の申請が出ており、調査期間の長期化を招いた。 そのため、内閣府、金融庁及び財務省の関係府省並びに関係団体が参画した検討会において、民間保険会社における住家被害認定調査の「ウハウ等を活用し、市町村による罹災証明書の発行が少しでも迅速かつ円滑に行える方策について、十分に議論することを求める。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡素化や認定の迅速化について見直しの検討を進めるとの趣旨があつたところであるが、内閣府(防災担当)において、簡素化に資する写真判定の導入等について、具体的な手順が分かるよう、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を改正する等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 内閣府(防災担当)において、罹災証明書に地方公共団体独自の被害認定区分を設定することができるなどを明らかにするとともに、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に盛り込む等し、また、そのことを地方公共団体に対して周知していただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が設置した罹災証明制度に係る検討会に参画し、知恵を出すことは不可能でないとの建設的発言があつたところである。内閣府(防災担当)においては、検討の場を設置し、金融庁及び財務省の参考を求めた上で、民間保険会社にも協力を求め、市町村による罹災証明書の発行が迅速かつ円滑に行える方策について、検討を行っていただきたい。	1. 罹災証明制度の見直しについては、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査に係る検討の場において、罹災証明の発行の迅速化・効率化に向けた議論を行う予定。 2. 被害認定調査の簡素化に資する写真判定の導入等については、当該検討の場において結論が得られれば、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改正する等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。 3. また、当該検討の場においては、罹災証明発行のための住家の被害認定調査の迅速化・効率化に向けて、金融庁・財務省等関係省庁とも協力して検討を行う。なお、当該検討を進めるに当たっては、地震保険損害調査のノウハウ等、専門的見地からの助言等を受けるため、民間保険会社にも協力を求めることを想定している。 4. さらに、住家の被害の程度が半端に至らない区分において、地方公共団体が独自に区分を設定することについては現在においても可能であるが、独自の被害認定区分を設定している事例を「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に盛り込む等により、地方公共団体に対して周知してまいりたい。